政令

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第百八十四号

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第三条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第四条中「政策調整課」を「消費者政策課」に、「企画課」を「消費者制度課」に、「消費者情報課」を「消費生活情報課」に、「取引・物価対策課」を「取引対策課」に改める。

第五条中第二十二号を第二十七号とし、第二十一号を第二十六号とし、第二十号を第二十五号とし、第十九号を第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　消費者庁の所掌事務に関する情報の分析及び統計に関すること。

第五条第十八号を同条第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二　消費者庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

第五条中第十七号を第二十号とし、第十三号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十二号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五　広報に関すること。

第五条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同条第八号中「政策調整課」を「消費者政策課」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八　消費者庁の保有する情報の公開に関すること。

九　消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。

第六条（見出しを含む。）中「政策調整課」を「消費者政策課」に改め、第三号を次のように改める。

三　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第六条に次の七号を加える。

四　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

五　前二号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

六　消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第六条第一項に規定する基本方針の策定に関すること。

七　消費者安全法（第二章及び第三章を除く。）の規定による消費者安全の確保に関すること（同法第二条第五項第三号に規定する消費者事故等に該当するものに係るものに限る。）。

八　消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

九　消費者庁の所掌事務に関する不服申立て及び訴訟に関すること。

十　消費者政策会議の庶務に関すること。

第七条（見出しを含む。）中「企画課」を「消費者制度課」に改め、同条第一号から第三号までの規定中「政策の」の下に「うち消費生活に関する制度に関するものの」を、「こと」の下に「（消費生活情報課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削る。

第八条（見出しを含む。）中「消費者情報課」を「消費生活情報課」に改め、第二号から第四号までを次のように改める。

二　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

三　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

四　物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

第八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを削る。

第十条中第四号を削り、第三号を第六号とし、第二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定に関すること。

第十条第一号の次に次の二号を加える。

二　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費者の生命又は身体の安全の確保に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

三　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費者の生命又は身体の安全の確保に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。

第十一条（見出しを含む。）中「取引・物価対策課」を「取引対策課」に改め、第八号を次のように改める。

八　特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

第十二条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

附則第二項中「のうち一人」を削り、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2　第二条第一項の審議官のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。

（消費者政策会議令の一部改正）

2　消費者政策会議令（昭和四十三年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「消費者庁企画課」を「消費者庁消費者政策課」に改める。

経済産業省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年六月二十九日

内閣総理大臣　菅　直人